

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」「ふざけただけ」と捉えていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え早期に対応することが重要です。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和6年度の本校の「いじめ認知件数」について (令和6年11月末現在)

いじめは、「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

令和6年度の本校の状況です。1学期では、児童アンケートや教員の見取りなどから、「ひやかしなどの悪口」が21件。「仲間はずれ」が8件。「軽くたたくなど」が8件。また、2学期では「ひやかしなどの悪口」が14件。「仲間はずれ」が1件。「軽くたたくなど」が1件ありました。いじめ防止対策推進法に基づき、積極的に認知をしている結果です。

認知した内容については、児童から話を聞き、当該児童に指導を行っており、現在は継続している案件はありません。また、内容によっては管理職や生活指導部と連携して組織的に対応も行ってきました。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。